

1. 件名：原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る面談

2. 日時：令和4年1月6日（木）10：00～10：56

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（オンライン開催）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

検査監督総括課 本橋企画調査官

実用炉監視部門 渡邊係長

核燃料施設等監視部門 福原監視指導官

長官官房

総務課事故対処室 高橋係長

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ

グループリーダー 他2名

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力運営グループ 副長

東京電力HD株式会社 原子力運営管理部 運転管理グループ

グループマネージャー 他1名

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 主任

北陸電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム

統括（課長）他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力発電部門 発電グループ

マネージャー 他2名

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー 他2名

四国電力株式会社 原子力部 運営グループ リーダー 他1名

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ 担当 他1名

日本原子力発電株式会社 発電管理室 プラント管理グループ

グループマネージャー 他1名

電源開発株式会社 原子力技術部 設備技術室 室長代理

原子力エネルギー協議会 副長

5. 要旨

第4回原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合（2021年10月8日）において原子力規制庁から示した「核燃料施設等におけるグレーデッドアプローチを考慮した法令報告対象等について」に関して、事業者から資料に基づき説明があった。主な質疑応答は以下のとおり。

○「視点1. 1」の〈事業者からの意見〉について

- 原子力規制庁：規制側からの指示文書の発出実績のみならず、事象の詳細な経緯等についても考慮されたうえでの意見であるのか。
- 事業者：事象の詳細な経緯等についても考慮したうえでの意見である。

○「視点1. 1」の〈事業者からの提案〉について

- 原子力規制庁：現行の3号及び5号の「消耗品の交換や機器の調整により復旧できるときは法令報告を要しない」とする考え方を、2号にそのまま適用しないのはどのような理由があるのか。
- 事業者：第2号が報告を求める「原子炉停止」や「出力変動」という事象は、安全上の影響が大きい事象である場合も考えられる。しかし事象発生時点でそれを見極めるのは困難であるため単に報告不要とするのではなく、少なくとも発生時点で直ちに報告することは必要だと考えた。
- 原子力規制庁：この提案通りであれば、安全上の影響がない事象も、発生時点で判断が困難という理由で、引き続き報告対象に含まれてしまうこともあるということだと思うが、それは許容するという考え方か。
- 事業者：許容するという考え方である。ただし少なくとも消耗品や調整で復旧できる事象は、安全上の影響が小さいと判断できるため、直ちに報告することは引き続き求めるべきだが、詳細の報告は要しないとすべきと考えた

○今後の予定について

- 原子力規制庁：原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合では、設備の規模や、リスクの程度が異なる核燃事業者にも応用して考えられるような、原則的な考え方や視点を念頭に置き、有意義な議論がしたい。

6. 配布資料

核燃料施設等におけるグレーデッドアプローチを考慮した法令報告対象等について  
発電用原子炉設置事業者 意見